

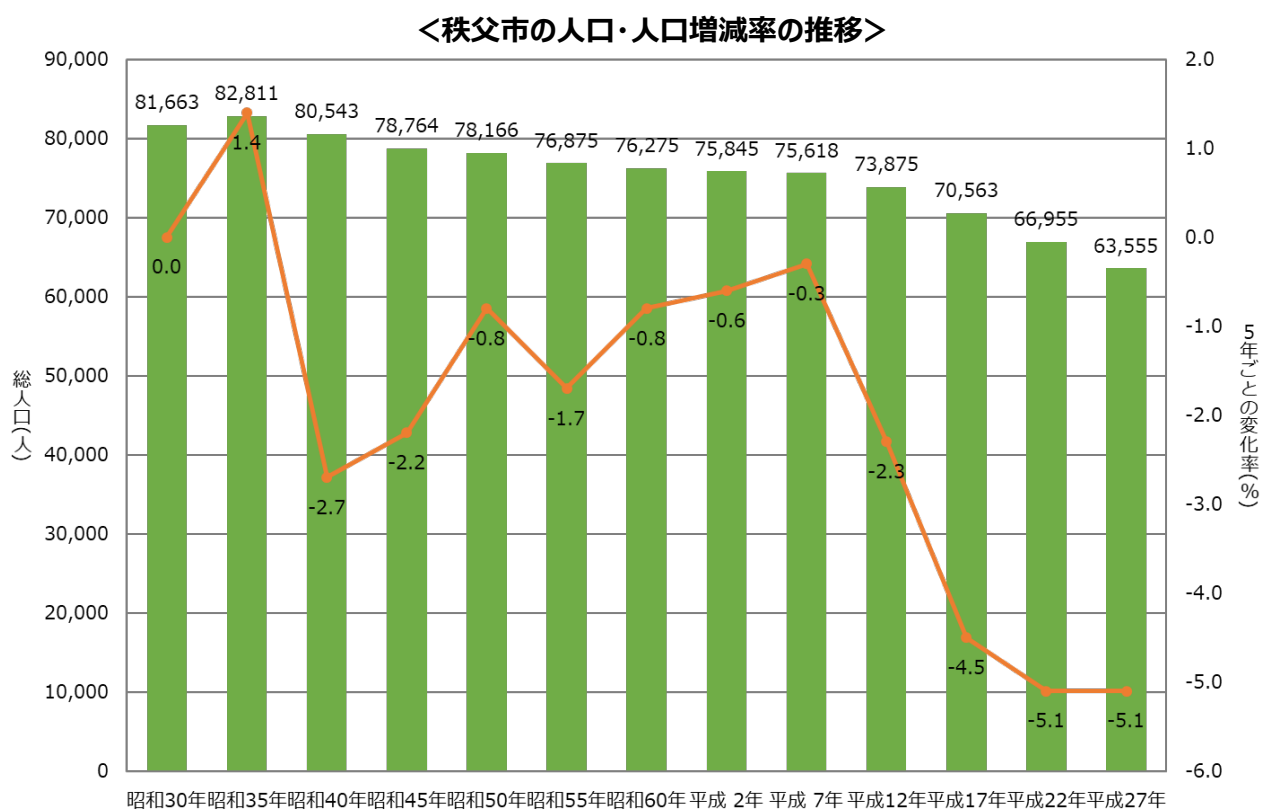
序 章 立地適正化計画の概要

1. 背景と目的

東京一極集中と言われる大都市圏への人口流出によって地方都市の人口減少が進む中、2008（平成 20）年をピークに少子化を背景とする全国的な人口減少が始まり、国立社会保障・人口問題研究所（以下社人研）の中位推計によれば、2100 年に日本の総人口は 5,000 万人を割り込むとまで予測されています。

秩父市においては、1960（昭和 35）年ごろからはすでに産業構造の変化による転出超過を理由とする人口減少が始まっていましたが、近年死亡が出生を大幅に上回るようになり、人口の減少スピードが加速しています。社人研推計によれば、2015 年に 63,555 人だった秩父市の人口は、2040 年には 44,719 人と現在よりも約 3 割減少、高齢化率は 4 割強にまで達すると見込まれています。

生産年齢人口の減少は労働力不足と歳入の減少に繋がり、高齢化率の上昇は社会保障費の増大を招きます。加えて、道路や上下水道などのインフラ施設の老朽化も進んでおり、都市活動を支えていくための整備・維持管理費用も増大すると予測されています。



資料：国勢調査

構造的には、モータリゼーションの進展によって鉄道駅を中心として形成されていた市街地の外延化・低密度化が進み、中心市街地においては空き地・空き家が目立つなど都市のスポンジ化が深刻化しています。

都市の低密度化・スポンジ化は、都市インフラなどの既存ストックの非効率化を招き、医療・福祉・子育て支援・商業・公共交通など生活関連サービスの利便性を低下させ、これに起因する収益力の低下は持続したサービス提供を困難にする恐れがあります。

このような社会問題は、秩父市のみならず全国的な課題であると考えられており、国においては2014年（平成26年）8月に都市再生特別措置法を改正し、人口減少・少子高齢化社会にあっても持続可能なまちづくりをすすめるため、国はコンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通ネットワークの形成を推進する「立地適正化計画」を制度化しています。

以上のような背景を踏まえ、『秩父市都市計画マスタープラン』の策定にあわせ、産業振興や移住促進、子育て支援など、人口減少・少子高齢化問題に対応しつつ、本市の特性に合わせた都市機能と居住の集約化を図り、誰もが安心して快適に暮らせるコンパクト・プラス・ネットワーク社会の形成を目指す『秩父市立地適正化計画』を策定しました。

立地適正化計画イメージ図

2. 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、人口減少・高齢化社会に対応した持続可能な「コンパクト+ネットワーク」の都市構造を目指し、居住機能や公共公益（行政・文化交流）、医療、福祉、子育て、商業などの都市機能の立地と、公共交通の充実・連携の方策を示す計画です。

具体的には、「都市機能増進施設（以下、誘導施設）」及び「都市機能の誘導を図る施設（都市機能誘導区域）」「居住の誘導を図る区域（居住誘導区域）」と、これらを誘導するための施策を定めることにより、人口減少・高齢化社会に対応した「コンパクト+ネットワーク社会」の形成を目的にしています。

<誘導施設とは>

- ・「誘導施設（都市機能増進施設）」は、「市民生活に必要な」「都市の利便性・魅力がさらに高まる」施設のことです。
- ・誘導施設を「一定の人口等が集積」し「安全」で「便利」な場所に立地誘導することによって「コンパクト+ネットワーク社会」の実現を目指します。

<誘導区域とは>

●都市機能誘導区域

- ・「都市機能誘導区域」は、上記の誘導施設を立地誘導する「一定の人口等が集積」し「安全」で「便利」な区域のことです。
- ・都市機能誘導区域に誘導施設を立地誘導することにより、医療・福祉・商業等、都市のもつ各種サービスを効率的に提供できる市街地の形成を目指します。

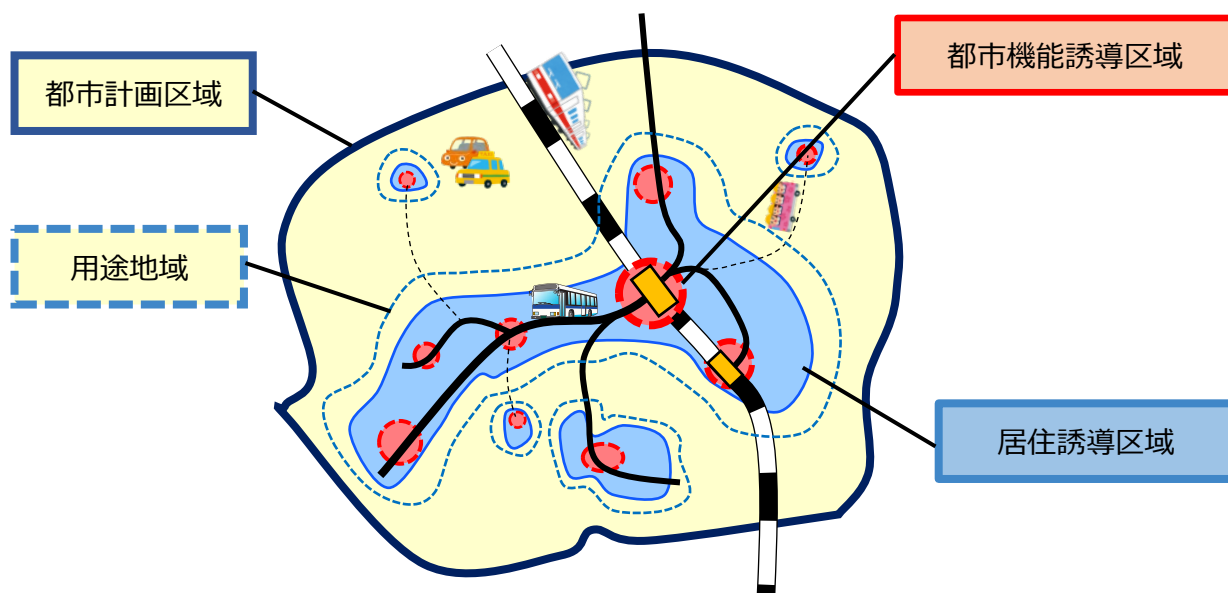
●居住誘導区域

- ・「居住誘導区域」は、一定の区域において人口密度を維持し、生活サービスや地域コミュニティの持続性が確保される区域のことです。
- ・居住誘導区域に居住機能を誘導することにより、徒歩や公共交通機関などさまざまな交通手段を利用し、上記の都市機能誘導区域へアクセスしやすく、かつ良好な居住環境を有する市街地の形成を目指します。

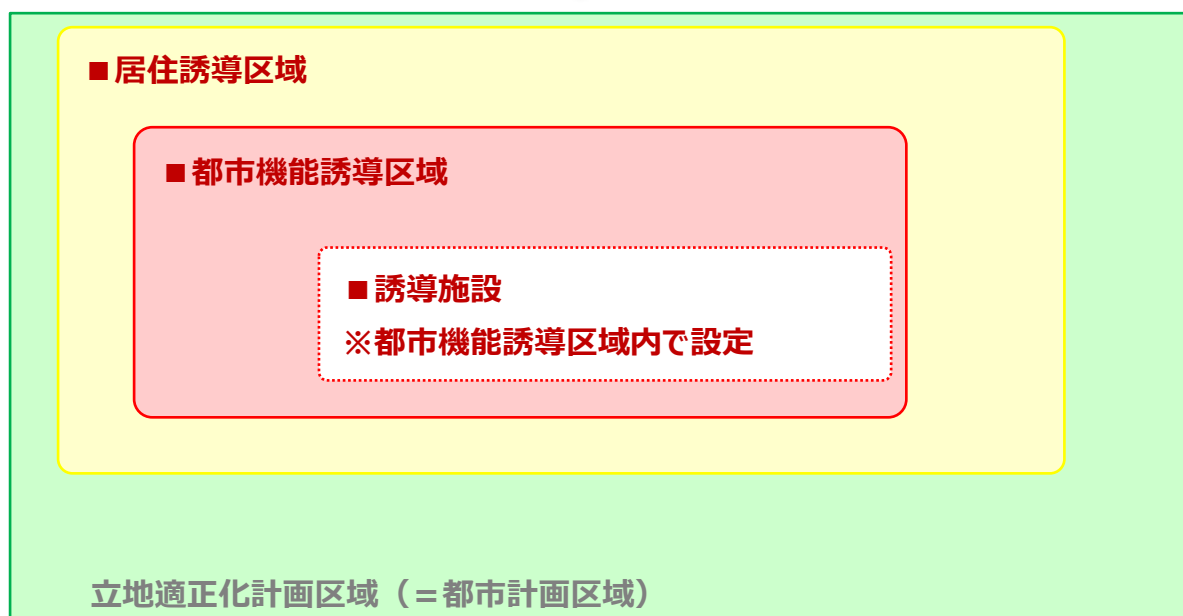
<立地適正化計画に記載する事項>

- 立地適正化計画の区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針（計画の基本方針）
- 誘導施設（都市機能誘導区域に誘導施設を設定）
- 誘導区域（都市機能誘導区域、居住誘導区域）
- 誘導施策
- 居住誘導区域における防災対策・安全確保策を定める「防災指針」 など

<立地適正化計画制度のイメージ>



出典：国土交通省都市局作成資料「立地適正化計画作成の手引き」（令和2年12月改訂）より抜粋 作成

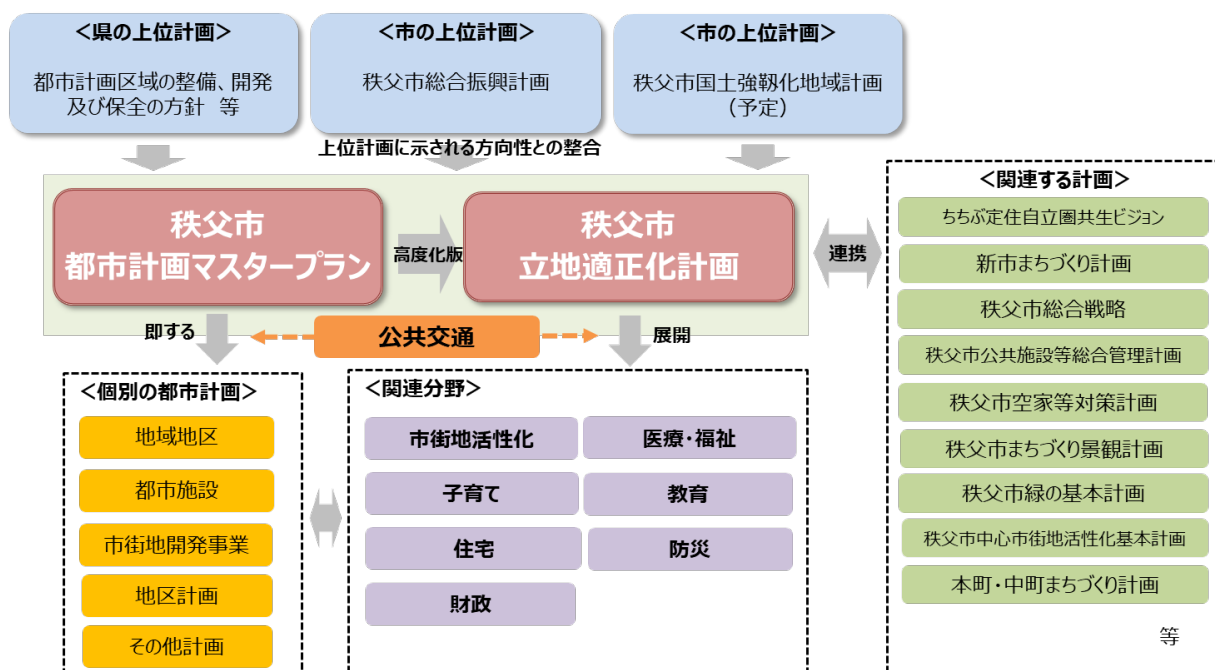


3. 立地適正化計画の位置づけ

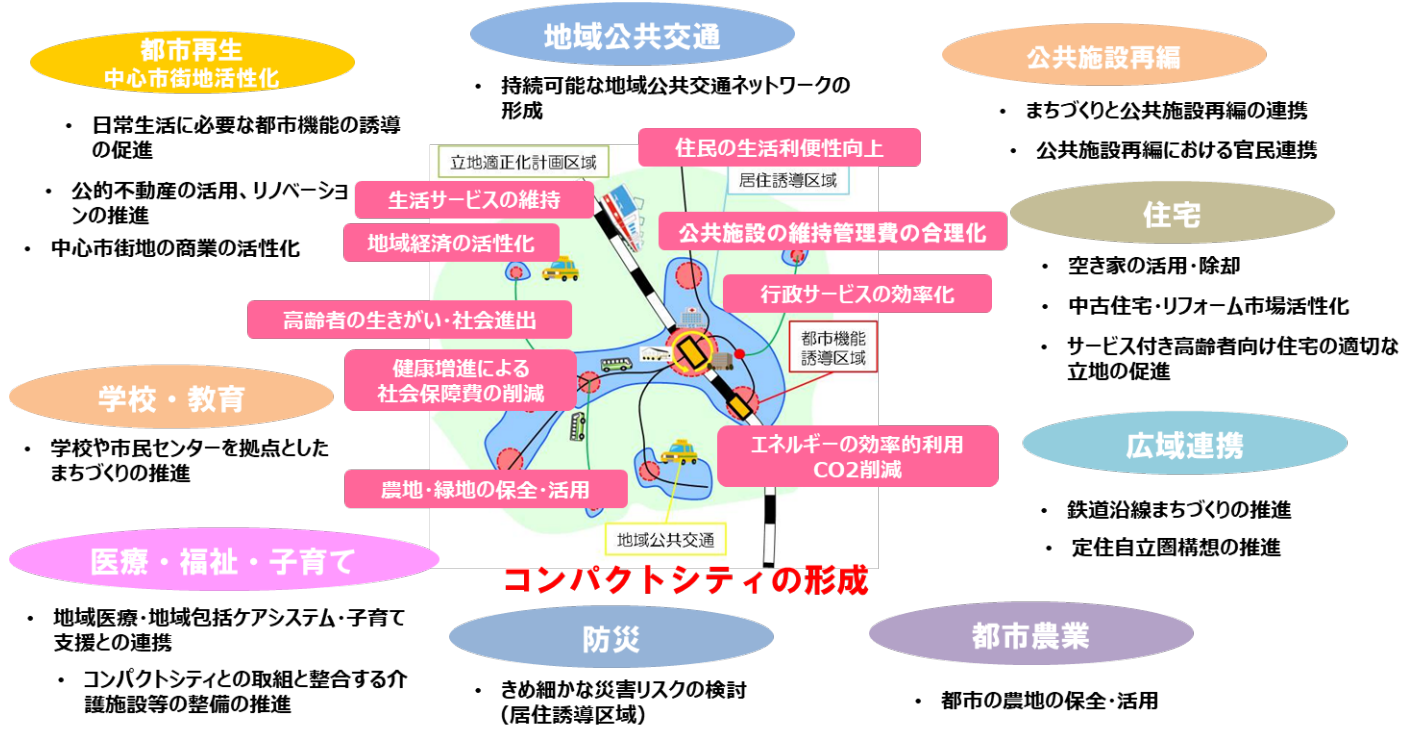
立地適正化計画は、第2次秩父市総合振興計画などの上位計画に則しつつ、都市計画マスタープランとともに、住宅、公共交通、中心市街地活性化、医療・福祉、防災などの関連分野、関連計画と連携しながら、「コンパクト+ネットワーク社会」を実現する計画と位置づけます。

さらに、秩父市はちちぶ定住自立圏（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）の中心市として多くの都市機能が集積しているため、立地適正化計画では、市街地の住民以外も利用しやすい、圏域全体を見据えた計画としていく必要があります。

＜計画の位置づけ＞



<関連分野との連携によるコンパクトシティの形成>



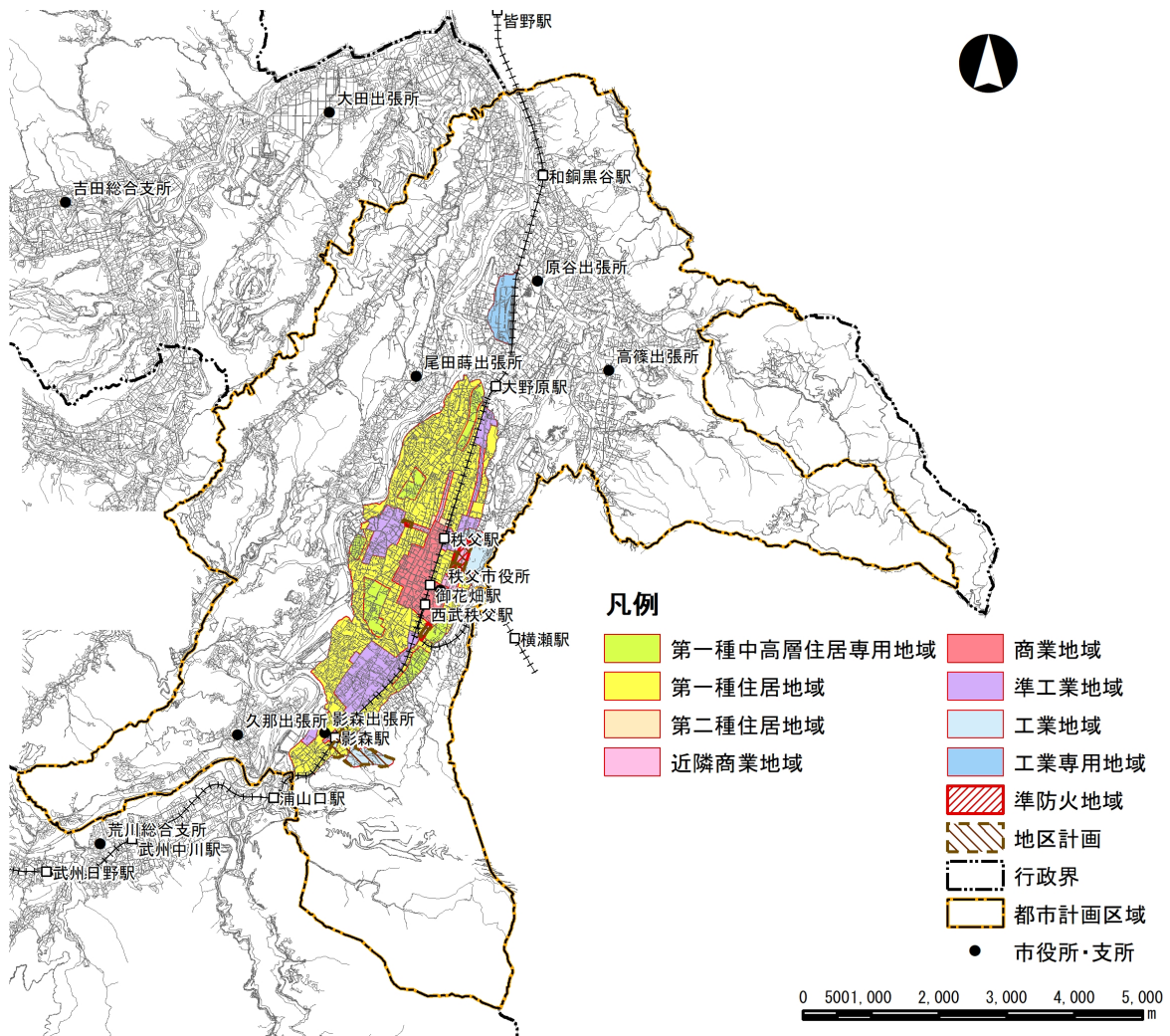
4. 計画の対象区域と目標年度

(1) 計画の対象区域

立地適正化計画は、「都市計画区域全域」を対象とします。

なお、市全体の持続可能な都市づくりの視点から、都市計画区域外も含めた「コンパクト+ネットワーク社会」の形成を視野に入れた計画としていきます。

<立地適正化計画の対象区域（6,635ha）>



(2) 計画の目標年度

計画の目標年度は、人口減少・高齢化社会に対応した「コンパクト+ネットワーク社会」の形成に向け、長期的な取り組みが必要なことから、概ね20年後の「令和22年度（2040年度）」を展望した計画とします。

なお、昨今の急速な社会の変化を踏まえ、概ね5年ごとに計画の評価・見直しを行うこととします。

目標年度	令和22年度（2040年度） (5年ごとに評価・見直し)
-------------	--